

北区立滝野川もみじ小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児

童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」（本方針）を策定する。本校及び本校の教職員は、児童の保護者、区民並びにいじめ防止等に関係する機関及び団体と連携し、学校全体及び学校ファミリー（通学区域の重なる複数の区立学校による連携により構成されているものと自治会その他の地域における団体等との連携をいう。）で組織的にいじめ防止等のための対策に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると疑われるときは、その児童を保護し、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

3 いじめ防止対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校は、法第13条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、「学校いじめ防止基本方針」（本方針）として策定し、公表する。いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

【学校いじめ防止対策委員会】

<構成員>

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー ※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

必要に応じて開催とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

4 4つの段階に応じた具体的な取組

I 「未然防止」・・・いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ①「学校いじめ防止基本方針」（本方針）の策定
- ②「学校いじめ対策委員会」（前掲）の設置
- ③学級担任によるに問題を抱えた児童への積極的な働きかけ
都教育委員会調査では、「いじめられたとき誰に相談したか」との質問に対し、「担任に相談した」と回答した児童は、35パーセントに留まっており、学級担任は、この調査結果を重く受け止める必要

がある。学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の児童の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる児童がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、児童から信頼され、相談されやすい学級担任として、児童との人間関係を構築する。

④都や区の学校サポートチームとの連携

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として都や区が設置する「学校サポートチーム」についてその構成や活用方策等について、研修会等を通じて理解を深める。

⑤いじめに関する研修の実施

「いじめ防止対策推進法」等で示されている取組を、教職員が確実に実行できるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。若手教員から管理職の各職層には区主催の研修を受講する。特に若手教員は、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職は、危機管理研修を受講する。

⑥「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」の実施

児童の学校生活における満足度を測るためのアンケート「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」を年間2回（6月、11月）実施し、「児童一人一人の実態」「学級集団の状態」を把握し、学級全体の実態について情報を共有するとともに、いじめの未然防止や学級経営の改善、評価に活かす。

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①「反いじめ4ルール」に従い行動する。

- ・私たちは他の人をいじめません
- ・私たちはいじめられている人を助けます
- ・私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます
- ・もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します

②「いじめに関する授業」の実施

定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に3回、「いじめに関する授業」を実施します。都教育委員会の、「いじめに関する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を効果的に使用する。

③弁護士等を活用した法教育の実施

いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から実社会と「いじめ」との関係について児童に学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。実施に際しては区教育委員会や日弁連等、弁護士関係団体と連携して行う。

④あいさつ運動及び言葉の暴力撲滅キャンペーン等、児童会による主体的な取組の実施

児童会により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」や「あいさつ運動」）を行います。人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

⑤都教育委員会等による「いじめ防止カード」の配布

児童たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」を配布するとともに、啓発活動を周知するなど、未然防止に取り組む。

⑥道徳の日

毎月1回、自己肯定感を育てる道徳の日として位置づけ、「私たちの道徳」等を活用して心と心の連携を図る。

(3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものであり、いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことによ

り、精神的な苦痛を感じているもの」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。」

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動等の異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習の工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間指導計画の作成

年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

II 「早期発見」・・・いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめ防止対策のための組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置(前掲)

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) いじめの「見える化」 — 児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知 —

いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①定期的な「生活意識調査」の実施

児童の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、児童に生活意識調査「生活に関するアンケート」を年2回(7月・12月)行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

※ インターネットを通じたいじめについての質問項目を設ける。

※ 記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。

1) 児童対象「いじめアンケート調査」月1回(8月を除く)

2) 保護者対象「いじめアンケート調査」年2回(6月、10月)

②「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」の実施(再掲)

児童の学校生活における満足度を測るためのアンケート「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」を年間2回(6月、11月)実施し、「児童一人一人の実態」「学級集団の状態」を把握し、学級全体の実態について情報を共有するとともに、いじめの未然防止や学級経営の改善、評価に活かす。

③スクールカウンセラーによる全員面接

児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する5年生については、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

④定期的な個人面談の実施

年3回(6月、11月、2月)、担任と児童との二者面談を行い、児童の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級のことなどを把握する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請する。面談の結果を「学校いじめ対策委員会」に報告する。

⑤全教員による校内巡回等を通じた児童の観察

学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から、児童たちの変化をいち早く把握し、いじめの

未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で児童たちを見守っているというメッセージを発する。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。おかしいと感じた児童がいる場合には学年会や生活指導会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任やスクールカウンセラーの面談等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

⑥「生活指導朝会」

週1回で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

⑦関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

ネットいじめへの対応について、誹謗・中傷の削除要請を区教育委員会等を通じて迅速に行うほか、監視結果の提供を受ける。また、法務局から都教育委員会に提供されたネットいじめに関する情報等についても、速やかに提供を受ける。

(3) いじめの「見える化」 — 被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信 —

①効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。都教育委員会の児童へのアンケート等による「いじめ実態調査」を年1回実施する。実態調査で収集した情報に基づき、児童に対して事実確認するに当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、児童たちに心理的負担を与えないよう配慮する。

②学校いじめ相談メール等の実施

児童が学校にいじめの相談をしやすくするため、「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ目安箱」を設置する。都教育委員会の「学校いじめ相談メール」等の活用の留意点について確認するとともに、都の「いじめ相談ホットライン」を児童に周知する。

③都教育委員会作成の「いじめ防止カード」の活用

いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、児童たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、児童たちに働きかける。

(4)「学校いじめ対策委員会」によるいじめの確実な発見

①児童の行動の記録

教職員が児童たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないように、日常から児童の変化に関係する情報を付箋等を利用して記録し、組織的に情報共有できる体制を構築する。

②ファイリングの徹底

児童の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成する。転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成する。転出者についても、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡する。特に、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に「北区学校ファミリー事業」を活用するなど小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有する。

③ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有

ファイリングや生活意識調査等を通じて把握したいじめに係る情報を緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有する。

④「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、「学校いじめ対策委員会」において結果を集約・分析する。管理職は、各教員の「チェックシート」を分析し教員のいじめ発見能力に課題があると認められる場合には、当該教員を指導する。

(5) 保護者・地域との連携

①学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校は、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について保護者に対し説明する。

②保護者相談の実施

児童がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げている調査もあることから、年間を通じて、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携について年度当初の保護者会等で紹介する。

④滝野川北児童館や紅葉こどもクラブとの連携

放課後における児童の様子について把握するため、児童館や学童クラブに対し、月1回の連絡会を開催し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえ体制を整える。

(6) 年間活動計画

	「学校いじめ対策委員会」の取組	その他全教員での取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ未然防止への取組内容の検討 望ましい集団づくりのための取組内容の検討 いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関担当者の把握 保護者会でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の紹介
5月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめアンケート調査」(月1回) 「いじめ発見のチェックシート」を活用した児童観察(月1回)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ相談メール」「いじめ目安箱」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明(PTA総会時) スクールカウンセラーによる5年生の面接 「ふれあい月間」の取組 担任との二者面接の実施(6月、11月、2月) 保護者対象「いじめアンケート調査」(6月、11月)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の校内研修(年3回) いじめに関する授業(年3回) 「生活アンケート」実施(7月、12月)
8月		<ul style="list-style-type: none"> 夏休み中の児童の様子についての情報交換
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> 前期取組の反省と後期の取組の検討 教育相談の取組内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 授業アンケート
11月		<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあい月間」の取組 担任との二者面接の実施(6月、11月、2月) 保護者対象「いじめアンケート調査」(6月、11月)
12月	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「生活アンケート」実施(7月、12月) 教育相談後の情報交換
1月	<ul style="list-style-type: none"> 入学前の小中連絡会(学校ファミリー事業の機会) 	<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの児童の様子についての情報交換

2月 3月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	・「ふれあい月間」の取組 ・担任との二者面接の実施（6月、11月、2月）
定期的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週的生活指導朝会で児童についての情報交換 ・児童の1日の振り返り（毎日、帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（生活指導部会、月1回） ・児童会の「あいさつ運動」の取組 ・一年を通しての担任の保護者面談 	

Ⅲ 「早期対応」・・・いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応

①把握した情報に基づく対応方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有して、取り組む。

②「学校いじめ対策委員会」を核とした役割分担の明確化

いじめを把握した場合には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員・養護教諭が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。迅速で組織的な対応が不可欠であるため、「学校いじめ対策委員会」を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

(2) 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組

①被害の児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

被害の児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した被害の児童の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の児童やその保護者を支援する。

②加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等

加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、「学校いじめ対策委員会」が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童に心のケアを実施する。なお、加害の児童の保護者が、自分の児童の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の保護者を支援する。

③いじめを伝えた児童の安全の確保

勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密に連携する。

④いじめ防止カードの活用

いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した都教育委員会等の「いじめ防止カード」を活用し、児童たちがいじめを目にしたときには、加害の児童にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の児童をいたわり、励ましたりするなどの行動をとれるよう、児童朝会や学級活動などの様々な機会を通じ、児童たちに働きかける。

(3) 区教育委員会・関係機関との連携

①区教育委員会への報告と区教育委員会による支援

学校は、早期に区教育委員会へ報告し、情報を共有する。学校は、区教育委員会から当該情報の内容

に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣を受け入れ、被害を深刻化させないための支援を受ける。

② 「学校サポートチーム」を通じた警察・児童相談所等との連携・協力

学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、区教育委員会が設置する「学校サポートチーム」を通じて、区教育委員会、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 保護者・地域との連携 — いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有 —

① 「いじめ対策保護者会」の開催

いじめの早期解決のために家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応の一環として、「いじめ対策保護者会」を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係を構築する。

② P T Aの活用

P T Aの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

③ 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の児童のみならず、周囲の児童も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の大人による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

IV 重大事態への対処 — 学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り通す —

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
：児童生徒が自殺を企図した場合等
 - ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒・担任⇒・学年主任⇒・生徒指導主任・主幹 ⇒・副校長⇒・校長
 - ② 校長⇒・区教育委員会教育指導課
- ※緊急時には、臨機応変に対応する。
※区教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① 「学校いじめ対策委員会」の招集
- ② 区教育委員会教育指導課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

(4) 被害の児童の保護・ケア

①被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

学校は、被害の児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の児童の情報共有を必ず朝、夕2回実施。また、被害の児童が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

②スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の児童の保護者が、大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

③スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

学校は、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害の児童の家庭状況を把握するようになるとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の児童とその家庭を支援する。

④適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害の児童を適応指導教室に通級させるほか、被害の児童の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

(5) 加害の児童への働きかけ

①別室での学習の実施

被害の児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童について、被害の児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。

②警察への相談・通報

被害の児童に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察に相談・通報する。警察への通報等の学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を構築する。

③懲戒や出席停止

学校は、加害の児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童や周囲の児童の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（区教育委員会の立会いの下での、加害の児童及びその保護者に対する校長による厳重注意等）を実施する。また、区教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止を実施する。

④加害の児童とその保護者に対するケア

学校は、加害行為の背景には、例えば加害の児童が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童をケアする。また、重大事態に至るケースにおいては、加害の児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者を支援する。

(6) 区教育委員会・関係機関との連携

①区教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について区教育委員会に速やかに報告し、区教育委員会と一体となって対応する。

②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして被害の児童や加害の児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

③都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

学校は、個人情報取り扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「い

じめ等の問題解決支援チーム*」を積極的に活用する。

* 弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図る組織。平成24年12月に設置。

(7) 保護者・地域との連携

① 「いじめ対策緊急保護者会」の開催

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、区教育委員会との連携協力の下、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

② PTAの活用（再掲）

PTAの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はPTA役員等に情報提供するなど、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

③ 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。

(8) いじめ防止対策推進法に基づく対応

① 法第28条に基づく調査

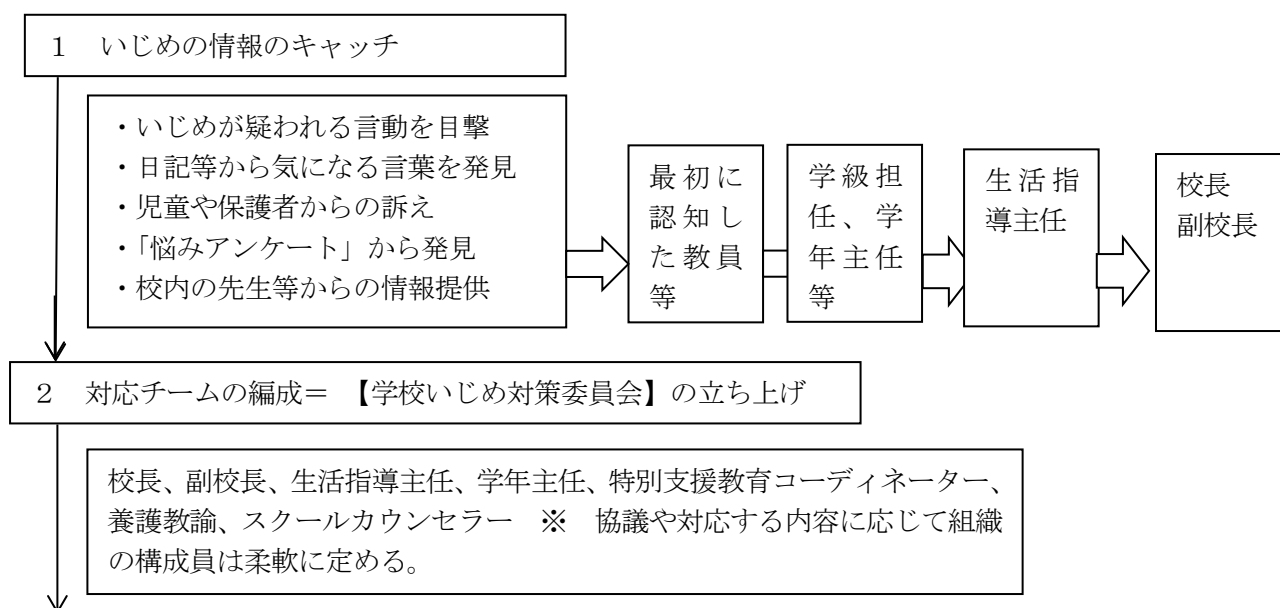
区教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会(仮称)」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

② 法第30条に基づく再調査

区長は、必要があると認めるときは、法第30条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や区教育委員会の行った調査について再調査を実施する。再調査に当たっては、学校や区教育委員会は全面的に協力する。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 発見から組織的対応の展開



3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
 - ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
 - ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
-
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教員が対応する。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 日記ノートとの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- 日記ノートや面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。

◎出席停止制度の生徒・保護者への周知

出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、「告げ口」や「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

6 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行う。

7 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- ① 副校長、養護教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
電話 3949-5268

(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口

- ① 北区立教育相談所 電話 3914-2110
- ② 東京都いじめ相談ホットライン 電話 5331-8288
- ③ 東京都教育相談センター 電話 3360-8008
- ④ 24時間いじめ相談ダイヤル 電話 0570-0-78310
- ⑤ 東京都児童相談センター 電話 3366-4152
- ⑥ 子供の権利擁護専門相談事業 電話 0120-874-374
- ⑦ 警視庁少年相談室 電話 3580-4970
- ⑧ 東京都立小児総合医療センター ころの電話相談 電話 3914-8119

8 公表・点検・評価

- ① ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ② 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員で評価する。
- ④ いじめに関する点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を見直す。

9 関係法令・条例

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を

高めることを重視して行わなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。

(4) 東京都北区いじめ防止条例

全ての子どもたちは、その一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければなりません。そのためには、子どものみならず、全ての人々が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要があります。そして、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければなりません。いじめをなくし、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策について、基本理念を定め、東京都北区（以下「区」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者並びに区民の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の推進に関し基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもたちの命と人権を守り、子ども一人ひとりの健やかな成長を図ることを目的とする。